

秘密保全法に関する学習会

2012(平成 24)年 6 月 10 日

水谷 実 (名古屋第一法律事務所 弁護士)

矢崎 暁子 (弁護士法人名古屋北法律事務所 弁護士)

1 秘密保全法とは

- ・ 特別秘密に指定されると・・・
→ 情報公開の対象外に
- ・ 特別秘密を漏えいすると・・・
→ 処罰(最長 10 年の懲役)
- ・ 特別秘密を扱おうとすると・・・
→ 人的管理(調査)の対象となる。

2 秘密保全法制定を目論む政府の実態

秘密体質と国民監視

原発事故

S P E E D I 情報

原子力委員会委員長作成の「原発事故最悪のシナリオ」

政府の原発・震災関係議事録の廃棄

5 . 6 朝日新聞「チェルノブイリは情報を隠したが、福島では混乱はあったが、
情報隠しはなかった。」 ???

情報保全隊事件

法的根拠のない国民監視

デモに参加していた芸能人の実名や所属団体を調べていた。

秘密保全法有識者会議

議事録メモの廃棄、資料の差し替え

→ 国民の権利に関わる法律について政府がどのような議論をしていたのかを国民自身が知ることができない。

秘密裏に実施された国家公務員の適格性調査

5 万人の適格者。適格者の周囲にいる者も調査される

→ 実際の調査対象は遥かに多いことが想定される。

既に国民監視・プライバシー侵害は始まっている。

【調査されていた情報】

対日有害活動その他これに類する活動への関与、 外国への渡航歴、 本人、
配偶者の人物特定事項、 懲戒処分歴、 犯罪歴、 金銭問題、 アルコール
依存、 薬物の濫用等、 精神状態、 情報の不適切な取り扱い、 特異な行
動

秘密保全法が制定されてしまったら・・・

政府のこのような行動に法的な根拠を与えてしまう！！

今日、知って欲しいこと、想像して欲しいこと

- 秘密保全法の何が危険なのか？
- 秘密保全法を制定しようとする政府のねらいは何なのか？
- 秘密保全法ができるとどのような社会になってしまうのか？

3 秘密保全法の危険

(1) 特別秘密の対象― 国の安全、 外交、 公共の安全及び秩序の維持

一言で言えば、範囲が曖昧すぎる。

国の安全

軍事や防衛が含まれる。自衛隊がどんな武器や戦闘機、船舶をもち、どこで誰と、どんな演習をしているかを、防衛大臣が「防衛秘密」にしてしまえば全て秘密。

→ 国が憲法9条違反の行為をしていたとしても私たちは知ることができない。

外交

政治・経済、貿易、金融、海外にいる国民の安全確保、地球温暖化防止等、外国との交渉が必要となる様々な問題。

公共の安全及び秩序の維持

が特別秘密とされることの重大性

- ・ 国家機密法では対象とされていなかったものまで対象が拡大される。
- ・ にはどのようなものが含まれる？
 - 何でも になり得る。例えば上記 S P E E D I 情報、健康への影響や環境汚染の実態などの情報
 - 国民の不安をあり、公共の秩序を害することを理由に「特別秘密」とさえる危険。私たちの生活に大きな影響を与える情報ほど隠される危険

(2) 特別秘密には誰が指定するのか

当該情報を保有する行政機関自身。

恣意的に運用していないかをチェックする機関もない。

秘密の作成・取得の主体

国の行政機関、 独立行政法人、 地方公共団体―都道府県警察に限定か？

民間事業・大学―対象としない。しかし、国から事業委託を受ける場合には、対象となる。

つまり、秘密保全法はあらゆる問題のマスターキーとなり得る。

私はこの問題には興味がない、では済まされない。私たちが必要とするあらゆる

情報が、いつブラックボックスに放り込まれてしまうかわからない。

(3) 人的管理

重大なプライバシー侵害

- ア 適正評価制度 — 秘密漏えいのリスクのある者を秘密の取り扱い者から排除する制度
- イ 評価対象者 — 特別秘密を取り扱うことを業とする行政機関の職員、民間事業等の職員。
・ 例外：内閣総理大臣及び国務大臣—国会議員は含まれることになる。
・ 国からの事業委託者だけでなく、下請けも対象にすべきであるとされている。
- ウ 実施権者 — 国の行政機関 行政機関の長
独立行政法人 主務大臣
地方公共団体 警視總監、道府県警本部長
民間事業者等 事業を委託した行政機関の実施権者
- エ 評価の観点 — 我が国の不利益となる行動をしないこと
外国情報機関等の情報収集活動に取り込まれる弱点がないこと。
自己管理能力があること又は自己を統制できない状態に陥らないこと
ルールを遵守する意思及び能力があること。
情報を保全する意思及び能力があること。
- オ 調査事項 — 人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍、本籍、親族等）
学歴・職歴
我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズムなど）への関与
外国への渡航歴
犯罪歴
懲戒処分歴
信用状態
薬物・アルコールの影響
精神の問題に係る通院歴
秘密情報の取り扱いに係る非違歴
- カ 配偶者・対象者の身近にあって対象者の行動に影響を与え得る者も調査対象としうる。

- ・ 誰もが調査の対象になる危険を潜在的に秘めている。

- ・自分に借金があったら？彼女が借金をしていたら？過去に鬱病と診断されていたら？
- ・情報保全隊の裁判で国は何と主張したか
 - 情報を取得したとしても他の者に公開していないのだからプライバシー侵害ない。

個人情報保護法に違反しないの？

調査には対象者の同意が必要とされている。しかし、同意しなければ職を失ってしまう。このような場合に任意の同意などあり得ないのではないか。

(4) 罰則 — 最長10年以下の懲役

表現の自由の萎縮効果が絶大

- ア 特別秘密の漏えい(過失も含む)
- イ 特別秘密の漏えいの共謀 ← 特別秘密を漏らすことを協議する行為
- ウ 独立教唆行為 ← 秘密を漏らす気にさせること
- エ 煽動行為 ← その名の通り煽動することだが、どのような行為が
あたるのか？
- オ 特定取得行為 ← 犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認で
きない行為を手段とするもの

特別秘密の範囲は曖昧、処罰される行為も曖昧。

本来公開されなければならない部分も公開されないし、取材も控えるようになる。まさに情報公開制度の絶滅と調査報道の窒息といえる。

取材の自由が制限されるのにメディアはこの問題を取り上げていないのでは？
現在の大手マスコミのスポンサーは誰なのか。民間ではなくて国。

マスコミの取材活動が制限されても、ツイッターで情報を得ているから大丈夫？
ツイッターで流れている情報も記者等がどうにかして取得した情報。秘密保全法が
できるとあらゆる媒体から大切な情報が姿を消してしまう。

4 なぜ今、秘密保全法なのか

アメリカ 警察

日米の安全保障・防衛強化という流れ

- ・ 2005年10月29日安全保障協議委員会
 - 「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。」
- ・ 2007年8月
 - 日米間において、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日

本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結

- ・ 2010年12月17日平成23年度以降に係る防衛計画の大綱

日米間において「情報協力、計画検討作業の深化、周辺事態における協力を
含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術協力とい
った従来の分野における協力や、拡大抑止の信頼性向上、情報保全のための
協議を推進する。」

要するに、アメリカからの要請に応えるもの

現在、防衛分野では自衛隊法上の防衛秘密や、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密
保護法（MDA秘密保護法）上の特別秘密19に関する保全制度がある。

- ・ 現行法でかけているもの
 - 米軍情報以外の防衛秘密についての探知・収集行為の処罰規定（処罰対象とし
て一般人を含む。）
 - これについても規制をしたい。 【別紙参照】

警察庁の思惑

公共の安全には警察情報が当然含まれる。国家機密法案でも対象とされなかった「公
共の安全及び秩序の維持」が特別秘密とされる意味。

- ・ 志布志事件の例

尖閣諸島中国旅船衝突映像流出事件があるように情報保護の必要性があるのでは？

- ・ 立法の必要性に掲げられている尖閣諸島の事件
- ・ しかし、この映像はそもそも秘密でも何でもなかった。
 - 海保の職員なら誰でも見られる状態だった。海保サーバの共有フォルダに10月
中旬まで置かれ、全国の海保職員が庁内ネットワークから閲覧できた。
- ・ 政府はこの事件を「きっかけ」として利用したにすぎない。
最近話題の生活保護受給問題も同じやり口なのではないか。
不正受給（実際は違う）→問題だ！→所得等の情報をもっと国が把握しなきゃ

5 秘密保全法ができると、どのような社会になるのか？

あなたはどのような社会を想像しますか

ア いっただんこの法律がつくられてしまうことの危険

- ・ 報告書「運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとはいえな
い。国民においてはその運用を注視していくことが求められる制度である
ことは、特に強調しておきたい。」

運用が恣意的になされる可能性は極めて大 — 歴史が物語る

個人情報保護法

国民の情報を守るために制定されたはず。しかし、実際はどのような事態がおきたのか。官僚たちにとって都合の悪い情報が、個人情報の名のもとに国民から隠された。

戦前の軍機保護法、国防保安法の例

→ 法制定時の議論とは異なり、運用時には拡大濫用された多くの例

ア 北大生（宮沢弘幸）の例

上田誠吉「ある北大生の受難—国家機密法の爪痕」(朝日新聞社、1987)

- ・探知したとされる軍機は、いずれも公知の事実
- ・軍機保護法の審議過程では、探知とは、「不当な方法で情報を収集すること」をいうとされていた。

イ 「戦争と国家機密法」(イクオリティ、1986)

- ・家族間での会話、居酒屋での話、軍事工場での経験も処罰
- ・邦人の防諜関係法令違反事件において悪質なものは僅少、ほとんどが不注意に起因するもの。
- ・一旦成立すると、処罰範囲はとめどなく拡大する。

イ 国民不在の政治

私たちが、今起こっている問題を正しく判断するためには、情報を適切な時に取得できることが大前提。秘密保全法ができるとこの大前提が崩れる。

国民主権は名ばかりのものとなる。

ウ 秘密保全法とマイナンバー法

マイナンバー法の危険性 — データマッチング

これは秘密保全法下における適正管理者制度に利用される危険が極めて高い。

- ・グーグルやフェイスブックの問題

秘密保全法とマイナンバー法ができれば、国家と国民の間にマジックミラーがあるのと同じ。国民は政府がやっていることを見ることはできない。他方、自身の情報は国家にだだ漏れ。

6 私たちはどのような社会をめざすのか

- ・本来あるべき国家と国民の関係

憲法前文第1項「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来」

国家は国民の厳しい目に晒されて当然。

- ・民主主義における情報の重要性

情報公開制度の拡大こそめざすべきもの。

以上